

胃がん検診のお知らせ 早期発見がキメ手です!!

がんは、早期発見でなおせます。
早期がんは、自覚症状のないことが多いので、これを早期に発見するには、健康な人でも定期的に検診を受けることが大切です。

今年も、下記の日程により、胃がん検診を行いますので、対象者の方は、必ず受診してください。

なお、対象者の方には、本年の2月に実施した住民検診調査票に基づいて、個人記録票が送付されます。

◆ 検診料 900円

(70才以上の方は無料)

◆ 検診前日、午後8時以降及び当日起きてから検査終了まで何も食べたり飲んだりしないでください。

(水、お茶、たばこもいけません。)

お問い合わせは、役場保健衛生係までお願いします。(☎ 38-3111 内線 131・132)

検診日程

期 日	会 場 (受付時間)	対 象 地 域	配車 台数
6月6日(水)	鎌倉地域研修センター (午前8時～10時)	鎌倉	1台
6月6日(水)	新保地域研修センター (午前8時～10時)	新保・竜玄	1台
6月7日(木)	保健センター (午前8時～11時)	大川前・本町・雁巻町 若葉町・新栄町・蔵町	3台
6月8日(金)		諏訪町・新町・うでこぎ 中央町・花園町・文京町	3台
6月11日(月)	横川浜集落開発センター (午前8時～9時)	横川浜・小向・水田	2台
6月12日(火)	ふれあい会館 (午前8時～10時)	矢代田1・2、松ヶ丘 天ヶ沢	2台
6月13日(水)	ふれあい会館 (午前8時～11時)	矢代田3～13 舟戸	3台

住民検診のお知らせ 年に一度は健康の確認を!!

住民検診を実施します。
都合のよい会場で受診してください。日程は別表のとおりです。

《対 象》

今年2月に実施した「住民検診調査票」により、受診希望者に「受診票」を送付します。

記入の上、受診日にお持ちください。

なお、「受診票」が届かなかった方で、受診を希望する方は、保健衛生係まで、ご連絡ください。

◎ 基本健康診査(眼底、心電図、血糖検査)と肺がん検診は、40才以上の方。

◎ 結核検診は、20才～39才の方。

◎ 成人歯科検診を行います。

5月25日と29日の午後、40才以上の方を対象に、歯科検診を行います。無料ですので、希望者は、おいでください。

※ 年齢はいずれも、平成13年3月31日現在の年齢です。

《検診料金》

◎ 胸部レントゲン
40才から69才 200円
39才以下及び70才以上 無料

◎ 喀たん検査
40才から69才 700円
70才以上 無料

◎ 眼底、心電図、血糖検査
40才～69才 1,200円
70才以上 無料

《お 願 い》

◎ 40才以上の方は、胸部検診問診票を必ず記入の上、持参してください。

◎ 検診当日は、貴重品等をお持ちにならないようお願いいたします。

◎ 「受診票」が届いた方で、医療機関等で受診済みの方や療養中等の方は、必ず保健衛生係まで連絡をお願いします。

(☎ 38-3111 内線 131・132)

別表

期 日	時 間	会 場	対 象 地 区
5月23日(水)	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:00	竜玄集落開発センター 新保地域研修センター	竜玄 新保
5月24日(木)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:00	中央公民館	午前 中央町・諏訪町・うでこぎ 午後 新町・花園町・文京町
5月25日(金)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:00		午前 大川前・本町・若葉町 午後 新栄町・雁巻町・蔵町
5月28日(月)	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:00	水田集落開発センター 横川浜集落開発センター	小向・水田 横川浜
5月29日(火)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:00	鎌倉地域研修センター ふれあい会館	鎌倉 天ヶ沢・矢代田1、2・松ヶ丘
5月30日(水)	午前 9:00～11:00 午後 1:00～3:00	ふれあい会館	午前 矢代田3～6、舟戸 午後 矢代田7～13

健康手帳をお持ちの方は、当日持参してください。

レントゲンの結果が、3か月以上たっても連絡のない場合は、異常ありません。

…… 青い鳥郵便葉書の発行・配布 ……

総務省は、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を更に深めることを目的として、青い鳥郵便葉書を発行します。

この葉書は、一般に販売するほか、重度の身体障害者の方及び重度の知的障害者の方で希望される方に無料で差し上げることとしています。

受付期間 平成13年(2001)4月2日(月)から同年5月31日(木)まで

詳しいことは小須戸町役場保健福祉課福祉係まで

児童手当制度のご案内

所得制限限度額を大幅に引き上げ支給対象を拡大します!

●支給対象

児童手当等は、6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません。

●支給額

第1子 5,000円(月額)
第2子 5,000円(月額)
第3子以降 10,000円(月額)

●支払期間

児童手当等は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

お問い合わせ先

小須戸町役場
保健福祉課 福祉係まで
TEL 38-3111 ④ 134

手続きの方法は

●はじめに行うこと

認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、市区町村の窓口(公務員の方は勤務先)に「認定請求書」の提出が必要です。

児童手当等は、認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

●続けて手当を受ける場合

現況届

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

所得制限の引き上げにより、今まで受給していない方も受給できる場合があります。新たに対象となる方は、5月末日までにもよりの市区町村の窓口へ「認定請求書」を提出してください。

(注意)

児童手当は認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。提出が遅れると遅れた分、月の手当が受けられません。必ず5月末日までに提出して下さい。

平成13年度所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	301.0
1人	339.0
2人	377.0
3人	415.0
4人	453.0
5人	491.0

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)
0人	460.0
1人	498.0
2人	536.0
3人	574.0
4人	612.0
5人	650.0